

明治安田ビルマネジメント（株）行動計画

職員の仕事と子育ての両立を図り、働きやすく、その能力を十分に発揮できる環境を整備するため、「次世代育成支援対策推進法」における、「一般事業主行動計画」を次のとおり定める

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：時間外労働の縮減と年次有給休暇の取得促進に向けた取組み推進
フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を年間120時間（月当たり10時間）未満とする

<対策>令和7年4月から以下を実施

- ア. 執務室内への休暇取得予定表の掲示、早帰り日等の継続実施
- イ. 年末年始、パワーアップ休暇等の連続休暇の取得推進
- ウ. 時間年休制度（36協定対象者）の取得推進

目標2：出産および子育て支援に関する社内外制度等の検討・周知・運用
男性の育児休業取得期間2週間以上の割合を50%以上とする

<対策>令和7年4月から以下を実施

- ア. 産前産後休暇・育児休業制度等の社内周知および雇用保険法に基づく育児休業給付金制度等の社内周知
- イ. 育児休業取得時に積立年休を14日付与（令和7年度実施）
- ウ. 「育児のための短時間勤務者」に対して、雇用保険法に基づく「育児時短就業給付」制度の周知